

会長等の互選について

任期満了となるため、会長、幹事長、幹事、監事について杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会会則第 4 条第 5 項により、互選する。

杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会 幹事及び監事名簿

	役職名	法 人 名	氏 名	所 属 等	地 域
1	幹 事	虹旗社	小山 豊	理事長	荻窪
2	幹 事	サンフレンズ	笹室 学	事務局長	荻窪
3	幹 事	視覚障害者支援総合センター	引田 秋生	理事長	荻窪
4	幹 事	杉樹会	中田あかね	常務理事	高円寺
5	幹 事	同愛会	森川 陽子	施設長	高円寺
6	幹 事	けいわ会	澤津 弘	理事長	高井戸
7	幹 事	浴風会	有坂 幹朗	地域サービス部長	高井戸
8	監 事	八成グループ	倉田 一郎	理事長	荻窪

任 期：令和 5 年 8 月 2 8 日～令和 7 年度全体会終了時まで

<参考>

(連絡会の構成員等)

第 4 条 連絡会の構成員は、第 2 条で規定する会員から指名された役職員並びに事務局職員とする。

2 連絡会に会長 1 名、幹事長 1 名、幹事 5 名、監事 1 名（以下「会長等」という。）を置き、構成員による互選とする。

3 会長は、連絡会の会務を統括する。

4 監事は、連絡会の会計及び事業を監査する。

5 会長等の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

6 欠員の補充によって就任した会長等の任期は、前任者の残任期間とする。

7 事務局職員は、杉並区社会福祉協議会職員とする。

8 会長は、地域のニーズや課題を把握し、事業につなげるため、必要に応じて地域で活動する機関、団体の参加を求めることができる。